



市政情報

家庭粗大ごみの処分方法

家庭粗大ごみを処分する際には、グリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に直接持ち込む方法と家庭粗大ごみ収集(有料)があります。有料収集を利用するには、廃棄物対策課又は各市民活動センター窓口での事前申請が必要です。1回の申請で申し込みできるのは5点までです。

毎月2回とりまとめ、20日前後と翌月上旬の指定日に自宅まで収集に伺いますので、1階の屋外に出しておいてください。

なお、エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機・衣類乾燥機など収集できないものもありますのでご注意ください。

申・問 廃棄物対策課

☎21-1401
FAX 23-7700
グリーンセンター
☎34-5550
FAX 34-5125



市HP

体育施設予約システムの変更

10月以降、予約システムの変更を予定しています。現システムで受付された予約はそのまま有効となります。

既存の登録情報は自動移行されますが、再設定が必要になる場合があります。

詳細は、公社HPや公社SNS等でご案内します。

問 文化まちづくり公社

☎24-6081
FAX 24-9909



文化まちづくり公社HP

小型充電式電池(リチウムイオン電池等)の処分方法

家庭で不要となった小型充電式電池(リチウムイオン電池等)の処分方法は次のとおりです。火災事故防止のため、ご協力をお願いします。

処分方法

- ・リサイクル協力店へ持ち込み
- ・透明袋に**リチウムイオン電池のみを入れて**不燃物の日にクリーンステーションへ出す
- ・廃棄物対策課・各市民活動センター・西本宿不燃物等埋立地へ持ち込み

主な回収対象の電池(3種類)



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

出し方 発熱・発火の恐れがありますので絶縁テープで金属部分が露出しないように被覆や固定をしてください

問 廃棄物対策課

☎21-1401 FAX 23-7700
グリーンセンター
☎34-5550 FAX 34-5125



市HP

家電リサイクル法対象品の処分方法

テレビ、エアコン、室外機、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法対象品になるため、市では引き取れません。

処分方法

- ・購入した店又は買い替える予定であればその店に依頼する。
 - ・一般廃棄物収集運搬業許可業者(家電)に依頼する。
 - ・SGムービング(株)(☎0570-056-006)に依頼する。
 - ・家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接持ち込む。
- ※許可業者・指定引取場所は、市HPに掲載しています。
※詳細は一般社団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-31-9640)に問い合わせるか、HPをご確認ください。
※業務用は対象外です。

問 廃棄物対策課

☎21-1401 FAX 23-7700
グリーンセンター
☎34-5550 FAX 34-5125



市HP



家電製品協会HP

空き地の適正な管理

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくなく、隣接地の人にも迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行う等、適正な管理をしましょう。

問 環境政策課

☎63-5006
FAX 23-7700



市HP



ハチやヘビにご注意

ハチ 近づいたり、刺激したりせず、ハチの巣の駆除は専門の業者に依頼してください。

ヘビ マムシ・ヤマカガシ等の毒ヘビを発見した場合は絶対に近づいたり、刺激したりせず、かまれた場合は、速やかに119番通報し、医療機関を受診してください。

※市ではハチやヘビの駆除はしていません。

問 環境政策課

☎63-5006
FAX 23-7700



市HP

生ごみの水切りはごみの減量に有効

生ごみの約80%は「水分」とされています。生ごみを水切りすることで次のような効果があります。

- ・ごみの減量
 - ・悪臭の軽減
 - ・ごみ焼却効率の向上
 - ・収集車の収集効率の向上
- ぜひ水切りをご家庭の習慣にしてください。

問 廃棄物対策課

☎21-1401
FAX 23-7700
グリーンセンター
☎34-5550
FAX 34-5125



市HP

イネカメムシの発生にご注意

イネの穂を加害する「イネカメムシ」の発生が県内で増加しており、市内でも発生が確認されています。イネカメムシに加害されると、不稔(種子が実らない状態)や斑点米が生じ、収量・品質に大きく影響します。出穂期から登熟期において、水田をよく観察し、イネカメムシの防除をしましょう。

問 農業振興課 ☎21-1400 FAX 23-7700

農作物の盗難にご注意

夏から秋の収穫時期にかけて、農作物の盗難被害が予想されます。ネットや柵、看板などを設置し、園地への侵入を防止するとともに、収穫物は必ず持ち帰りましょう。また、定期的に見回りを行い、異変があれば警察に通報するなどの盗難防止対策を実施しましょう。

問 農業振興課 ☎21-1400 FAX 23-7700

樹木、生垣等の適切な管理

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、道路上に置き看板や商品を陳列することは法令違反であり、これらの行為は歩行者や自転車の事故につながる恐れがあります。皆さんが安全に道路を通行できるようにご協力をお願いします。

問 建設管理課

☎21-1420 FAX 25-2760

農業の適正使用

- ・農業を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、ほかの作物への飛散に十分注意してください。
- ・散布量は最低限にして、できるだけ、せん定や捕殺など、農業以外の防除方法を検討しましょう。
- ・やむを得ず農業を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者などに周知するとともに風向き等に十分注意し、事故防止に努めてください。
- ・誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保存管理してください。使用するときは、ペットボトル等の飲食物の容器は用いないでください。
- ・農業を廃棄するときには、専門業者に処理を委託する等、各自責任を持って処分してください。
- ・農業は本来の目的以外で使用しないでください。

問 農業振興課 ☎21-1400 FAX 23-7700

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP